

# 津市中消防署外壁その他改修工事

図面リスト	
図面番号	図面名称
1	特記仕様書（1）
2	特記仕様書（2）
3	特記仕様書（3）
4	特記仕様書（4）
5	位置図、配置図兼仮設計画書
6	各階平面図（参考）
7	立面図（1）
8	立面図（2）

工事特記仕様書（改修）	
I. 工事名称	津市中消防署外壁その他改修工事
II. 工事概要	
1 工事場所	津市 寿町 地内
2 敷地面積	2. 471 m <sup>2</sup>
3 工事内容	鉄筋コンクリート造 3階建
構造	
延べ面積	2. 225 m <sup>2</sup>
工事項目	外壁その他改修（一部）

- III. 建築改修工事仕様
- 共通仕様
 

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。
  - 特記仕様
    - 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
    - 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
    - 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改修仕様の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																					
① 一般共通事項	① 適用基準等	1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版） 2) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版） 3) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）																					
	② 施工条件	施工方法及び検査に関する事項 ※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。 ※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 ※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。 ※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。 ※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。 ※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。 ※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。 ※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ※ 工事着手前には、現状把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立会いのもと写真に記録しておくこと。 ※ 工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。 ※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 ※ 高所等の施工箇所で完成検査時に確認が困難な工事については、足場解体前に市検査課による随時検査（書類を含む）を受けること。また、当該検査の合格をもって足場解体を行うこと。																					
	③ 発生材の処理等 (1.3.12)	本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等</td> <td>・有 ○無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>・有 ○無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分・外装</td> <td>・有 ○無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>・有 ○無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>建築設備・内装等</td> <td>・有 ○無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他（外壁吹付材）</td> <td>○有 ・無</td> <td>○手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> ・ 引き渡しを要するもの（ ・ 無 ・ ） ○ 特別管理産業廃棄物 ○ 有（ ・ プラス含有建材） ・ 水銀を含む特別管理産業廃棄物 ・ 廃水銀等（ ） 処理方法（ ） ・ 水銀使用製品産業廃棄物 ・ 有（ ・ 蛍光灯 ・ HIDランプ ・ （ ） ） ・ 石綿含有成形板等解体時の留意点 1. 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 2. 可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。 3. 飛散されない様にする。こと。 4. 保護具及び作業着を着用すること。 5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 ・ 現場において再利用を図るもの（ ） ・ 再資源化を図るもの ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	屋根	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	その他（外壁吹付材）	○有 ・無	○手作業、機械作業の併用
工程	作業の有無	分別解体等の方法																					
造成等	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																					
基礎・基礎ぐい	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																					
上部構造部分・外装	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																					
屋根	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																					
建築設備・内装等	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																					
その他（外壁吹付材）	○有 ・無	○手作業、機械作業の併用																					
		引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調査を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。																					

4	建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJAGICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。																																
⑤	三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。																																
6	電気保安技術者 (1.3.3)	・ 配置する																																
7	技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。																																
⑥	施工数量調査 (1.5.2)	調査範囲及び調査方法 ○ 工種別の特記による																																
9	調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・ （ ）																																
10	建築材料等	1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。 2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。																																
11	化学物質の濃度測定 (1.6.9)	測定対象化学物質（●で示したものとする。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>通用</th> <th>施設用途</th> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>エチルベンゼン</th> <th>スチレン</th> <th>β-ナフthalen</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>学校 教育施設</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 測定対象室及び測定箇所数 ・ 図示（図面番号： ） ・ （ ） 測定方法（ ・ パッシブ法 ・ アクティブ法） 測定時期（ ） 報告書提出部数 2部  改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。	通用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	β-ナフthalen		学校 教育施設	●	●	●	●	●	●		住宅	●	●	●	●	●			その他	●	●	●	●	●	
通用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	β-ナフthalen																											
	学校 教育施設	●	●	●	●	●	●																											
	住宅	●	●	●	●	●																												
	その他	●	●	●	●	●																												
12	特別な材料の工法	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。																																
③	騒音・振動の防止																																	
④	工事写真 (1.2.4)	常務工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部（平成31年版））に従い撮影する。 提出部数1部 用紙は上質紙とする。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。																																
⑤	完成図等 (1.8.2) (1.8.3)	作成する（ ○ 完成図 ・ 保全に関する資料 ・ （ ） ） 完成図作図範囲（設計図を訂正） 完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる著作権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部（原図サイズ）により提出すること。																																
⑥	完成写真	・ デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 （A4版用紙に1ページあたり3枚） 1部 箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多くなる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。																																
17	設備工事との取合い	施工範囲 ・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ・ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ 施工図 ・ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。																																
⑧	既存部分等への処置 (1.3.13)	工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。																																
⑨	事故の発生時	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事務報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。																																
20	消防提出書類	1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・ 本工事（ ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） ・ 別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。																																
⑩	労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。																																
⑪	不正軽油の使用の禁止	1) 一般事項 市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。																																
23	屋外広告物	屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告物の登録事業者であること。																																

② 仮設工事	1 騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)	・ 防音パネル 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ） ・ 防音シート 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ）																																			
	② 足場 (2.2.1) (表2.2.1)	設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場の種別 ・ 脚立 ・ 足場板 ・ （ ） 外部足場の種別 ○（くさび緊結式） 設置範囲 ○ 図示（図面番号： ） 防護シート等による養生 ○ 適用する ・ 適用しない																																			
	3 既存部分の養生 (2.3.1)	既存部分の養生 ・ 図示（図面番号： ） 既存ブラインド・カーテンの養生 養生方法（ ） 保管場所 ・ 構内既存施設内 固定された備品、机、ロッカーの移動 ・ 行う ・ 行わない																																			
	4 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)	屋内の仮設間仕切り ・ A種 ・ B種 ・ C種 合板 厚さ ・ 9mm ・ （ ） せっこうボード 厚さ ・ 9.5mm ・ （ ） 合板又はせっこうボードの塗装 ・ 行う ・ 行わない 仮設扉 設置箇所 ・ 図示（図面番号： ） 仕様 ・ 合板張り木製扉 ・ （ ）																																			
	5 監督員事務所 (2.4.1)	・ 構内建物内の一部を使用する。 ・ 設置する ・ 設置しない 監督員事務所の規模(単位:m) <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用規模</th> <th>10程度</th> <th>20程度</th> <th>35程度</th> <th>65程度</th> <th>100程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 監督員事務所の仕上げ <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位等</th> <th>仕上げ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床</td> <td>合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁・天井</td> <td>合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>装浴融垂鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td> </tr> </tbody> </table>	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度							部位等	仕上げ	床	合板張り又はビニール床シート張り	内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り	屋根	装浴融垂鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り															
	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																															
	部位等	仕上げ																																			
	床	合板張り又はビニール床シート張り																																			
	内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り																																			
屋根	装浴融垂鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																				
6 監督員事務所の設備・備品等 (2.4.1)(2)(7)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>机・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>長靴</th> <th>雨合羽</th> <th>保護帽</th> <th>懐中電灯</th> <th>衣類ロッカー</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>消火器</th> <th>掃除具</th> <th>受注者加入電話 FAX</th> <th>冷暖房機器</th> <th>インターネット</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table>	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット	数量	個	個	台	台	台
種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																
数量	組	台	個	個	個																																
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																
数量	足	着	個	個	台																																
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット																																
数量	個	個	台	台	台																																
⑦ 仮設便所	構内既存施設 ・ 利用できる ○ 利用できない																																				
⑧ 工事用水	構内既存施設 ○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない																																				
⑨ 工事用電力	構内既存施設 ○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない 有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。																																				
⑩ 交通誘導警備員	配置 ○ 図示（図面番号： 5 ）																																				

津市中消防署外壁その他改修工事		縮尺	NS
図面名称	特記仕様書（1）	原図	A3
津市建設部営繕課		No.	1

3 防水改修工事

Table with 5 main sections: 1 アスファルト防水, 2 改質アスファルトシート防水, 3 合成高分子系ルーフィングシート防水, 4 塗膜防水, 5 既存防水層表面の仕上塗装の除去. Each section contains detailed specifications, materials, and construction methods.

Table with 2 main sections: 6 シーリング, 4 外壁改修工事. Section 6 details silicone and resin sealing methods. Section 4 details exterior wall repair methods including concrete, mortar, and tile work.

Table with 3 main sections: 3 改修工法等, 表, 図. Section 3 details repair methods for resin injection and sealant application. The '表' (Table) and '図' (Diagram) sections provide specific technical data and visual references.

Summary table for '津市中消防署外壁その他改修工事' (Municipal Fire Station Exterior Wall and Other Repair Work). It includes fields for drawing name, scale, and page number.

④ 塗り仕上げ (4.2.2)(10) (表4.2.4(その1) (その2))	種類	呼び名	仕上げ形状	工法
	薄付け仕上塗材	○ 外装薄塗材E	○ 砂壁状 ・ ゆず肌状	・ 吹付け ○ ローラー
			・ 平たん状 ・ 凹凸状	こて
	厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材C	・ ゆず肌状 ・ さざ波状	ローラー
			・ 着色骨材砂壁状	・ 吹付け ・ こて
	複層仕上塗材	○ 複層塗材E ・ 複層塗材RE ・ 防水形複層塗材E ・ 防水形複層塗材RE	○ ゆず肌状	ローラー
			・ 凸部処理 ・ 凹凸状	吹付け
	可とう形改修用 仕上塗材	・ 可とう形改修塗材E ・ 可とう形改修塗材RE ・ 可とう形改修塗材CE	・ 平たん状 ・ さざ波状	ローラー
			・ ゆず肌状	吹付け
	(4.7.2) (表4.7.1) (表4.2.5)	・ 外装厚塗材Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合 材所要量 (kg/m <sup>2</sup> )  ・ マスチック塗材塗り ・ A種 ・ B種  複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗材の種類		
	樹脂種類	溶媒種類	外 観	
	・ アクリル系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	
	・ シリカ系	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無	
	・ ポリウレタン系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	
	・ アクリル シリコン系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無	
	○ ふっ素系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ○ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	
	(注) 艶無及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。			
(表4.2.6)	外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法			
	種類	仕上げの形状	工法	
	外壁用塗膜防水材	・ 凹凸状	・ 吹付け	
		・ 凸部処理	・ 吹付け	
		・ ゆず肌状	・ ローラー	
		・ さざ波状		
(4.6.3)	既存塗膜等の除去及び下地処理			
	工 法	処理範囲		
	○ サンダー工法 (兼じん装置付きディスクグラインダーケレン工法)			
	・ 高圧水洗工法			
	・ 塗膜はく離工法			
	・ 水洗い工法 ( ・ 高圧ポンプ (10~15MPa) ・ デッキブラシ )			
(4.6.4)	下地調整			
	○ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・ ( )			

7 網戸 (5.2.3)(5)	・ 可動式 ・ 固定式 防虫網の材質 ・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス(SUS316)製 網目 ・ 16メッシュ ・ 18メッシュ
8 樹脂製建具 (5.3.2)~(5.3.5) (表5.3.1)~ (表5.3.3)	外部に面する樹脂製建具の性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種  ・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級 ) ガラス ・ 複層ガラス ・ ( ) 建具枠見込寸法 ・ 図示(図面番号: ) 水切り ・ 図示(図面番号: ) ぜん板 ・ 図示(図面番号: ) 丁番 ・ 改修標準仕様書(表5.7.3)による ・ 図示(図面番号: )
9 鋼製建具 (5.4.2)	鋼製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級 ) ・ 耐震ドアセット(等級 )
(5.4.4)	・ H2400又はW950の建具 鋼板類の厚さ ・ 図示(図面番号: ) ・ 改修標準仕様書表5.4.2による
10 鋼製軽量建具 (5.5.2) (5.5.5) (5.2.2)(2) (5.5.3) (5.5.4) (5.6.3)(1) (5.2.3)(1)	鋼製軽量建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級 ) ・ 耐震ドアセット(等級 ) ・ H2400又はW950の建具 鋼板類の厚さ ・ 図示(図面番号: ) ・ 改修標準仕様書表5.5.1による
	表面仕上げ ・ 塗装 ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板( ・ HL ・ 鏡面) ・ ( )
11 ステンレス製 建具 (5.6.2) (5.4.2)	ステンレス製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級 ) ・ 耐震ドアセット(等級 )
(5.6.3)	材料 ・ SUS304 ・ ( )
(5.6.4)	表面仕上げ ・ HL仕上げ ・ ( )
(5.6.5)	曲げ加工 ・ 普通曲げ ・ 角出し曲げ
12 建具用金物 (5.7.2)	金物の見え掛かり部等の材質等 ・ 改修標準仕様書(表5.7.1)による ・ 図示(図面番号: )
(5.7.4)	マスターキー ・ 製作する ・ 製作しない 引渡用鍵箱 ・ 必要 ・ 不要
13 自動ドア開閉 装置 (5.8.2)	駆動装置及び検出装置の性能値 ( ・ 多機能トイレ出入口用 ) ・ 図示(図面番号: )
(5.8.3) (表5.8.4)	引き戸用検出装置の種類 ・ 図示(図面番号: )
(5.8.3)(7)	凍結防止措置 ・ あり ・ なし
14 自閉式上吊り 引戸装置 (5.9.3)	自閉式上吊り引戸装置の性能値 ・ 改修標準仕様書(表5.9.1)による ・ ( )
15 重量シャッター 一 (5.10.2)	種類 ・ 一般重量シャッター ・ 外壁用防火シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター  耐風圧強度 ( Pa以上)  開閉機能 ・ 上部電動式(手動併用) ・ 上部手動式  一般重量シャッターのシャッターケース ・ 設ける ・ 設けない ・ めっき付着量 ・ Z12 ・ F12 ・ ( )
(5.10.2)(3) (表5.10.1)	開閉形式 ・ 上部電動式(手動併用) ・ 手動式
(5.10.2)(6) (5.10.3)	耐風圧強度 ( Pa以上)
(5.11.2) (表5.11.1) (5.11.3) (5.11.4)	スラットの材質及び形状 ・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形 ・ めっき付着量 JIS G 3312 ・ Z06 ・ F06 ・ ( ) JIS G 3322 ・ AZ90 ・ ( )
16 軽量シャッター (5.11.2) (表5.11.1) (5.11.3) (5.11.4)	開閉形式 ・ 上部電動式(手動併用) ・ 手動式  耐風圧強度 ( Pa以上)

17 オーバーヘッ ドドア (5.12.2)	型式及び機構 セクション材料 ・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ  耐風圧強度 ( Pa以上)  開閉方式 ・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式  収納形式 ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形  ガイドレール ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板																														
(5.12.3)	・ 図示(図面番号: )																														
18 板ガラス (5.13.2)(1) (5.13.4)	・ 図示(図面番号: )																														
19 ガラス留め材 (5.13.2)(2)	・ シーリング ・ ガスケット( )																														
20 ガラス溝の寸 法、形状等 (5.13.3)	・ 図示(図面番号: ) ・ 改修標準仕様書(表5.13.1)による																														
21 ガラスブロッ ク積み (5.13.5)	ガラスブロック 表面形状、寸法、厚さ ・ 図示(図面番号: ) 金属枠、補強材 ・ 図示(図面番号: )  化粧カバー ・ 図示(図面番号: ) 工法 ・ 図示(図面番号: ) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施行計画書として提出する。																														
6 内装 改修 工事	1 一般事項 (6.1.3)(2)	既存間仕壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲 改修部分 ・ 天井 ・ 図示(図面番号: ) ・ 壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ 床 ・ 図示(図面番号: )																													
	(6.1.3)(3)	天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )																													
	(6.1.3)(5)	天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )																													
	2 既存床撤去、下 地補修 (6.2.2)(1)(7)	既存床仕上げ材の除去等 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ・ 行う ・ 行わない																													
	(6.2.2)(1)(4)	合成樹脂塗材の除去等 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法																													
	(6.2.2)(3)	改修後の床の清掃範囲 ・ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲 ・ ( )																													
	3 既存壁撤去、下 地補修 (6.3.2)	既存間仕壁の撤去に伴う他の構造物の補修工法 ・ ( )																													
	4 本下地等 (6.5.1)(3) (表6.5.1) (表6.5.2)	表面仕上げ 機械加工 ・ A種 ・ B種 ・ C種 手加工 ・ H-A種 ・ H-B種 ・ H-C種																													
	(6.5.2)(1)(4) (表6.5.3)	木材の含水率(工事現場搬入時、質量比) <table border="1"> <tr> <th>部材名称</th> <th>種 別</th> </tr> <tr> <td>下地材</td> <td>・ A種 ・ B種</td> </tr> <tr> <td>造作材</td> <td>・ A種 ・ B種</td> </tr> </table>	部材名称	種 別	下地材	・ A種 ・ B種	造作材	・ A種 ・ B種																							
	部材名称	種 別																													
下地材	・ A種 ・ B種																														
造作材	・ A種 ・ B種																														
(6.5.2)(2)(7)	製材 「製材の日本農林規格」による製材 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>樹種/寸法・形状</th> <th>等級</th> <th>含水率</th> <th>保存処理</th> <th>材面の品質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下地用</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> </tr> <tr> <td>造作用</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> </tr> <tr> <td>針葉樹製材</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> </tr> <tr> <td>広葉樹製材</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> </tr> </tbody> </table>	部位	樹種/寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質	下地用	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	造作用	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	針葉樹製材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	広葉樹製材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )
部位	樹種/寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質																										
下地用	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )																										
造作用	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )																										
針葉樹製材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )																										
広葉樹製材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )																										
(6.5.2)(2)(4) (6.5.2)(2)(7) (表6.5.4)	「製材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、含水率 ・ 図示(図面番号: ) 造作材の材面の品質 ・ A種 ・ ( ) 樹種 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 位</th> <th>樹 種</th> <th>県 産 材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 位	樹 種	県 産 材																											
部 位	樹 種	県 産 材																													
(6.5.2)(3)(7)	造作用集材 「集材材の日本農林規格」による造作用集材 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 位</th> <th>品 名 ・ 樹 種</th> <th>見付け材面の寸法・品質・数</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造作用集材材</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧ばり造作用 集材材</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> <td>・ ( )</td> </tr> <tr> <td>化粧ばり構造用 造作用集材柱</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> <td></td> <td>・ ( )</td> </tr> </tbody> </table>	部 位	品 名 ・ 樹 種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ	造作用集材材	・ 図示 (図面番号: )	・ 図示 (図面番号: )		化粧ばり造作用 集材材	・ 図示 (図面番号: )	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	化粧ばり構造用 造作用集材柱	・ 図示 (図面番号: )		・ ( )														
部 位	品 名 ・ 樹 種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ																												
造作用集材材	・ 図示 (図面番号: )	・ 図示 (図面番号: )																													
化粧ばり造作用 集材材	・ 図示 (図面番号: )	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )																												
化粧ばり構造用 造作用集材柱	・ 図示 (図面番号: )		・ ( )																												

津市中消防署外壁その他改修工事		縮尺	NS
図面名称	特記仕様書(3)	原図	A3
津市建設部 営繕課		No.	3

環境配慮改修工事

9 ① 石綿含有建材の除去工事 (9.1.1)

地盤の載荷試験  
試験方法 ・ 平板載荷 ・ ( )  
試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。  
位置 ・ 図示(図面番号: ) 載荷荷重 ( kN)  
報告書 ・ 提出部数 2部

杭地盤の工法、寸法  
・ 図示(図面番号: )  
杭頭処置  
・ 行う ・ 行わない

砂利及び砂地盤  
範囲 ・ 図示(図面番号: ) 厚さ(mm) ・ 60 ・ ( )  
捨てコンクリート地盤  
範囲 ・ 図示(図面番号: ) 厚さ(mm) ・ 50 ・ ( )

施工調査  
・ 石綿含有建材の事前調査  
・ 工事着手に先立ち、石綿含有建材の使用について、目視、設計図書及び貸与資料等により書面調査及び現地調査し、監督職員に報告する。

調査範囲 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )  
貸与資料 ( )

分析による石綿含有建材の調査  
分析対象  
アクテナライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト

分析方法  
・ JIS A 1481-1(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)による  
・ JIS A 1481-2(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部:試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)による  
・ JIS A 1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部:アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)による  
・ JIS A 1481-4(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第4部:質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)による

材料名	定性分析	定量分析
	・ 箇所数 ( )	・ 箇所数 ( )
	・ 箇所数 ( )	・ 箇所数 ( )
	・ 箇所数 ( )	・ 箇所数 ( )
	・ 箇所数 ( )	・ 箇所数 ( )

サンプル数 1箇所あたり3サンプル  
採取箇所 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )

② 石綿粉じん濃度測定  
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	計 点
○	測定 2	処理作業前	処理作業室外(敷地境界)	計 4点
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	計 点
・	測定 4	処理作業中	放流水分析	検出限界値 ・ 1リットル当たり50本以下 ・ PH5を超え9未満 計 点
○	測定 5	処理作業後	処理作業室外(敷地境界)	計 4点
○	測定 6	処理作業後	処理作業室外(敷地境界)	計 4点
・	測定 7	処理作業後シート撤去後1週間以降	処理作業室内	計 点
・	測定 8	処理作業後シート撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	計 点

測定方法

	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8	測定 5
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	47
試料の吸引流量(L/min)	・ 1 ・ ( )	・ 5 ・ ( )	・ 10 ・ ( )
試料の吸引時間(min)	・ 5 ・ ( )	・ 120 ・ ( )	・ 240 ・ ( )

9.1.3) ③ 石綿含有吹付け材の除去  
除去対象範囲 ○ 図示(図面番号: 6,7 )  
除去工法 ○ 改修標準仕様書9.1.3(2)(7)による ○ (集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法)  
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止  
○ 湿潤化 ○ 固化  
除去した石綿含有吹付け材等の処分  
○ 埋立処分(管理型最終処分場) ○ 中間処理(熔融又は無害化による)

9.1.4) ・ 石綿含有保温材等の除去  
除去対象範囲 ・ 図示(図面番号: )  
除去方法 ・ 改修標準仕様書9.1.4(1)による ・ ( )  
除去した石綿含有保温材等の処分  
・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(熔融又は無害化による)

9.1.5) ・ 石綿含有成形板の除去  
除去対象範囲 ・ 図示(図面番号: )  
石綿含有せつこうボードの処分  
・ 埋立処分(管理型最終処分場)  
石綿含有せつこうボードを除く石綿含有成形板の処分  
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 中間処理(熔融又は無害化による)

・ 石綿含有仕上塗材の除去  
除去対象範囲 ・ 図示(図面番号: )  
除去した石綿含有仕上塗材等の処分  
・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(熔融又は無害化による)

※「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」(平成29年5月30日付環水大発第1705301号)及び「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」(平成28年4月28日 国立研究開発法人 建築研究所)に基づき適切に処理すること。

2 断熱アスファルト防水改修工事 (9.2.1)~(9.2.3)

3 外断熱改修工事 (9.3.2)

断熱材	種類	厚さ[mm]
・	・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・	・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)	
・	・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	
・	・ フェノールフォーム断熱材	
・	・ ロックウール断熱材	
・	・ グラスウール断熱材	
・	・ ( )	

施工箇所 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )

9.3.3) 既存外壁の措置  
既存外壁仕上げ材の撤去 ・ あり ・ なし  
下地面の清掃 ・ 行う ・ 行わない  
欠損部の改修工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法 ・ ( )

9.3.4) 工法  
通気層の有無 ・ あり ( mm) ・ なし  
断熱材の施工 ・ 断熱材製造所の仕様による ・ ( )  
外装材の施工 ・ 外装材製造所の仕様による ・ ( )  
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法  
・ 適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の ( ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法)  
・ 適用しない  
不陸等の下地調整 ・ 行う

4 断熱・防露改修工事 (9.5.2)

断熱材打込み工法	種類	厚さ[mm]
・	・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・	・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)	
・	・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	
・	・ フェノールフォーム断熱材	
・	・ ( )	

施工箇所 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )

9.5.3) ・ 断熱材現場発泡工法  
断熱材の種類 ・ A種1 ・ A種1H ・ ( )  
厚さ(mm) ・ 25 ・ 30 ・ ( )  
施工箇所 ・ 図示(図面番号: )

・ 現場発泡断熱材(品質・性能)  
工事建築材料等品質性能表による(試験方法)  
工事建築材料等品質性能表による

9.5.4) ・ 断熱材後張り工法

種類	せつこうボード等の張り付け	厚さ[mm]
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・ 有 ・ 無	
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材	・ 有 ・ 無	
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	・ 有 ・ 無	
・ フェノールフォーム断熱材	・ 有 ・ 無	
・ ( )	・ 有 ・ 無	

施工箇所 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )

5 屋上緑化改修工事 (9.6.1)(9.6.2)(9.6.3)

補栽基盤及び材料  
屋上緑化軽量システム  
・ 適用する ・ 適用しない  
芝及び地被類の樹種並びに種類等 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )  
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )

9.6.3) 工法  
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法  
・ 適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の ( ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法)  
・ 適用しない

かん水装置 ・ 設置する(種類 ・ )  
既存保護層の撤去 ・ 行う ・ 行わない

6 透水性アスファルト舗装改修工事 (9.7.2)~(9.7.7)(9.7.9)

既存舗装の撤去及び再利用 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )

路床

種別	材料	厚さ[mm]
・ 盛土	・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示(図面番号: ) ・ ( )
・ 凍上抑制層	・ 再生クラッシュラン ・ クラッシュラン ・ 切込み砂利 ・ 川砂、海砂又は良質な山砂(7μmふるい通過量10%以下) ・ ( )	・ 図示(図面番号: ) ・ ( )
・ フィルター層	・ 砂 ・ ( )	・ 図示(図面番号: ) ・ ( )

路床安定処理  
・ 添加材料による安定処理  
種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ フライアッシュセメントB種  
・ 生石灰(・特号 ・ 1号) ・ 消石灰(・特号 ・ 1号)  
添加量 ( kg/m<sup>2</sup>) (目標CBR ・ 5以上 ・ )

・ ジオテキスタイル  
単位面積質量 ・ 60g/m<sup>2</sup>以上 ・ ( )  
厚さ[mm] ・ 0.5~1.0 ・ ( )  
引張強さ ・ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 ・ ( )  
透水係数 ・ 1.5×10<sup>-1</sup>cm/sec 以上 ・ ( )

試験  
路床土の支持力比(CBR)試験 ・ 行う ・ 行わない  
路床締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない  
現場CB試験 ・ 行う ・ 行わない

路盤  
路盤の構成及び厚さ ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )  
路盤材料 ・ 再生材のクラッシュラン  
・ クラッシュラン鉄鋼スラグ  
・ 図示(図面番号: )  
・ ( )

試験  
路盤締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない

舗装

材料	厚さ[mm]
・ ストレートアスファルト	・ 図示(図面番号: )
・ 改質アスファルト(・I型 ・ II型 ・ ( )型)	・ ( )

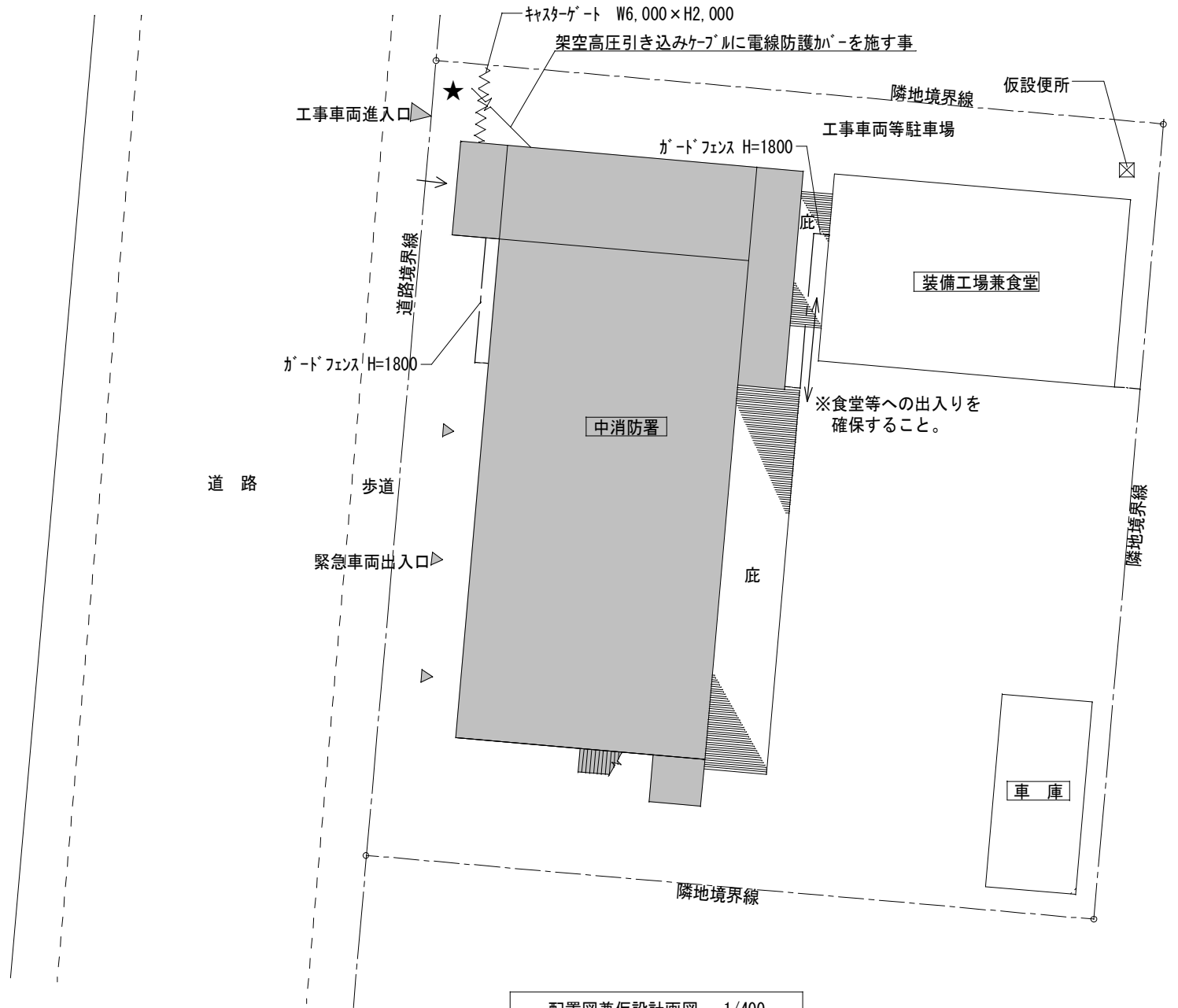
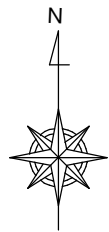
試験  
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない  
舗装の平たん性 ・ 著しい不陸がないもの ・ ( )

津市中消防署外壁その他改修工事		縮尺	NS
図面名称	特記仕様書(4)	原図	A3
津市建設部 営繕課		No.	4



位置図

工事箇所

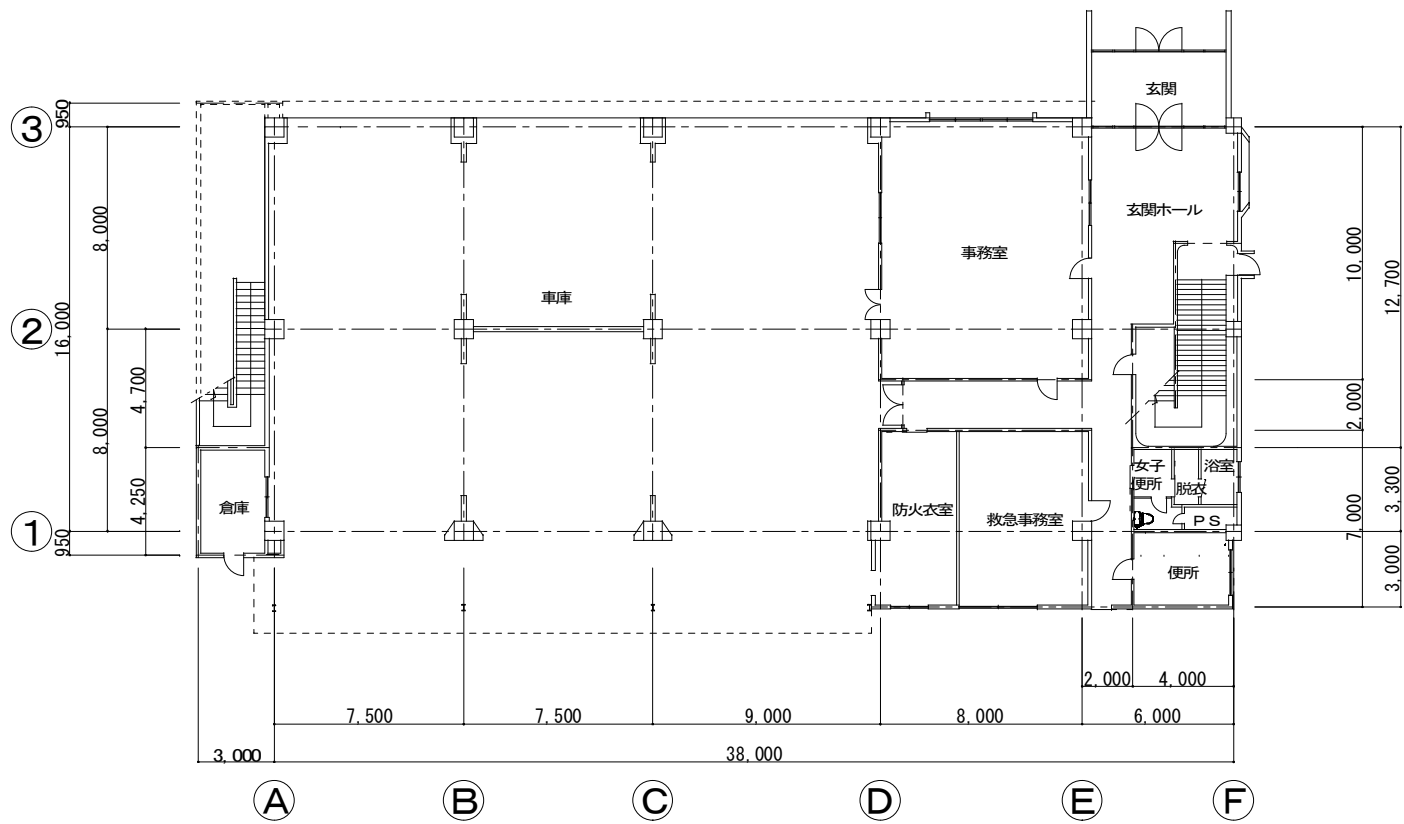


配置図兼仮設計画図 1/400

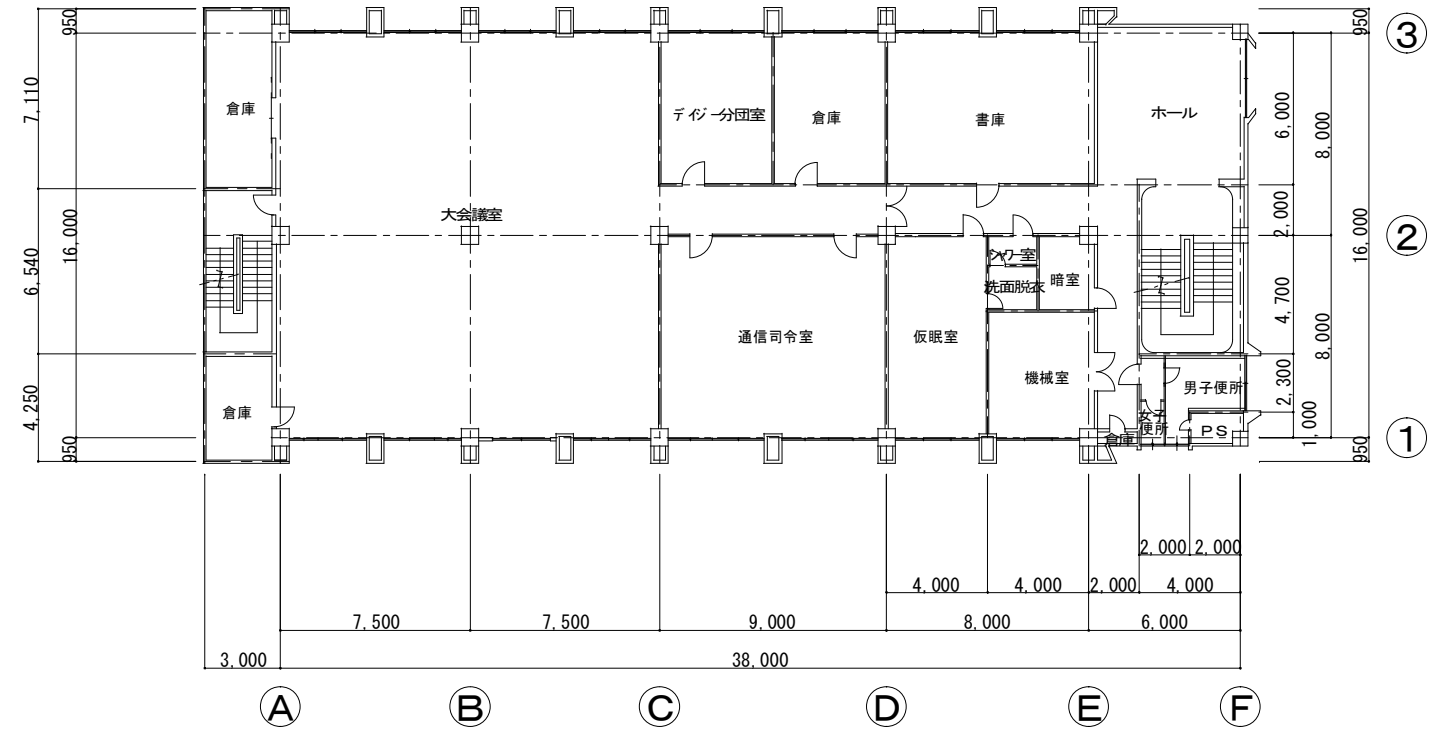
<凡例>

- 改修対象棟
- ガードフェンス H=1800
- ☒ 仮設便所
- ↔ 施設関係者出入口及び通路 (通路確保の上、足場組立すること)
- 〰 キャストゲート W6,000×H2,000
- ★ 交通誘導員 (大型車両搬入時)

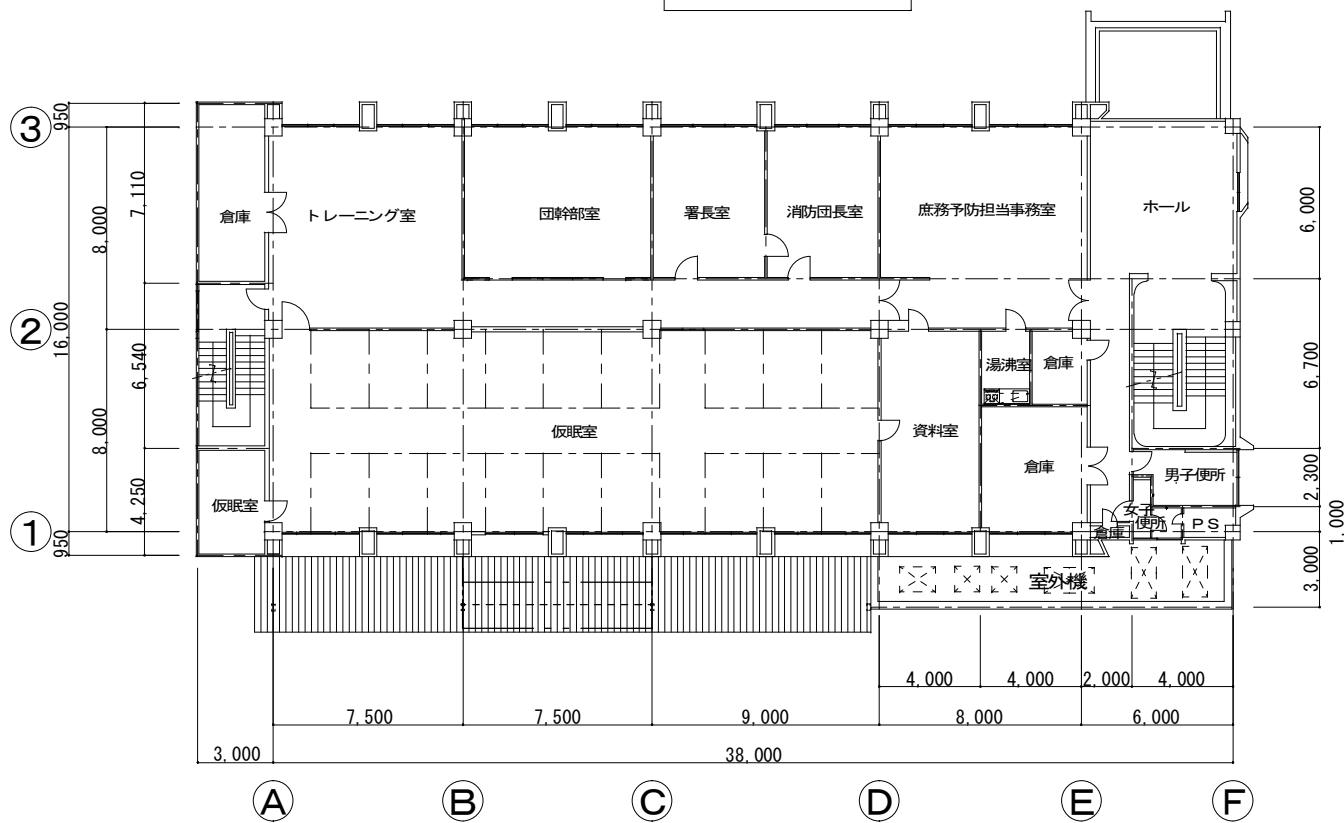
津市中消防署外壁その他改修工事		縮尺 1/400
図面名称	位置図、配置図兼仮設計画図	原図：A3
津市建設部営繕課		No. 5



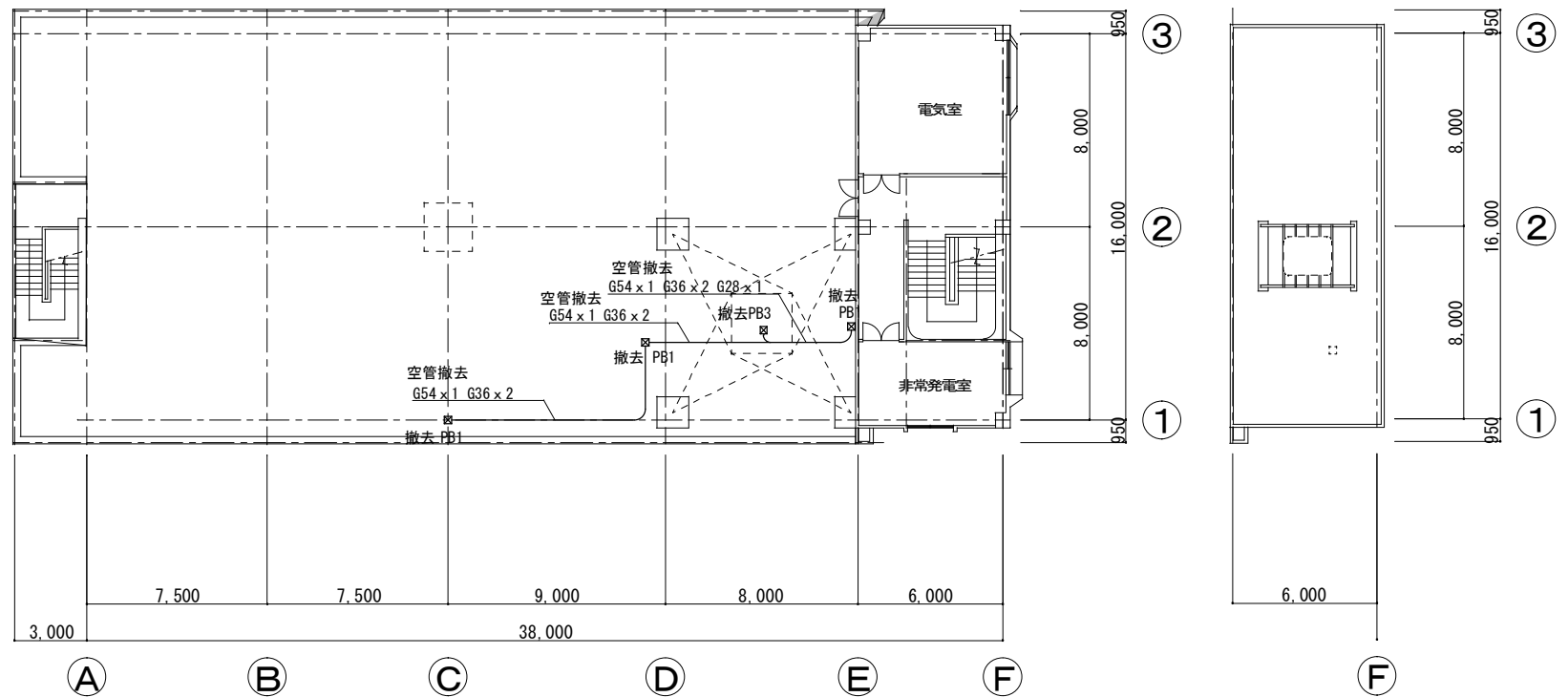
1階平面図 S=1/300



3階平面図 S=1/300



2階平面図 S=1/300

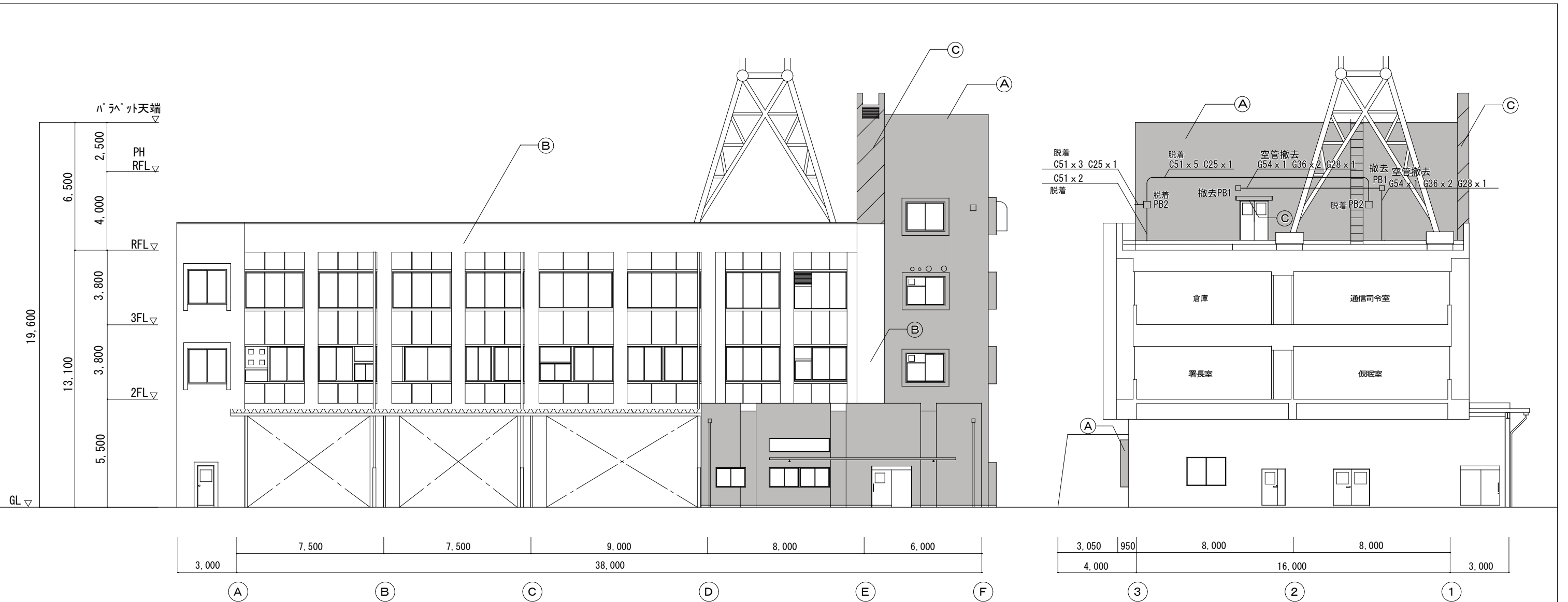


PH階平面図 S=1/300

R階平面図 S=1/300

PB2 : 300 x 300 x 300  
 PB3 : 200 x 200 x 100  
 配管は可能な限り分別し撤去とする

津市中消防署外壁その他改修工事		縮尺 1/300
図面名称	各階平面図 (参考)	原図 : A 3
津市建設部営繕課		No. 6



東立面図 S=1/200

※ : 外壁改修範囲を示す。

南立面図 S=1/200

※ : 外壁改修範囲を示す。

＝ 凡 例 ＝

A	外 壁	改修前	外装薄塗材 E (旧塗膜) のうえ複層塗材 E (旧塗膜の下地調整材に7ｽﾊﾞｽﾄ含有)
		改修後	既存塗膜除去 (下地調整材共) 下地調整 (C-1) の上 外装薄塗材 E
B	外 壁	改修前	複層塗材 E
		改修後	既設のまま
C	外 壁	改修前	外装薄塗材 E (旧塗膜) のうえ複層塗材 E (旧塗膜の下地調整材に7ｽﾊﾞｽﾄ含有)
		改修後	既存塗膜除去 (下地調整材共) 下地調整 (C-1) の上 複層塗材 E
D	軒 裏	改修前	外装薄塗材 E (旧塗膜) のうえ外装薄塗材 E (旧塗膜の下地調整材に7ｽﾊﾞｽﾄ含有)
		改修後	既存塗膜除去 (下地調整材共) 下地調整 (C-1) の上 外装薄塗材 E

※特記無き限り、下記とする。

- 既設のままとする。
- 設備配管等の支持部材との取り合い部はシリング (MS-2) を打つこと。 PB1 : 300 x 300 x 300
- 壁面露出設備は必要に応じ養生をすること。 PB2 : 400 x 400 x 300
- 外壁改修範囲内の建具廻りシールは全てやり替えとすること。
- 設備撤去後の補修を行うこと。

◆外壁改修工事仕様

<施工数量調査>

- 調査項目 クラック、剥がれ及び剥落部、浮き部
- 調査方法 打診、目視及びクラックメーター等
- 報告書 2部 (補修方法別に調査数量を集計すること)

<外壁クラック補修仕様>

- ひび割れ補修 (1mm以上) Uカットシール充填工法の上Iｽﾞｷ樹脂Eﾓﾙﾄﾙ充填
- ひび割れ補修 (1mm未満) 自動式低圧Iｽﾞｷ樹脂注入工法
- ひび割れ補修 (0.2mm未満) シール工法
- 欠損部補修 Iｽﾞｷ樹脂Eﾓﾙﾄﾙ充填工法 (防錆処理共)
- 浮き部補修 一般部 : ｱﾝｶｰﾋﾞﾝﾈﾝｸﾞ部分 Iｽﾞｷ樹脂注入工法 (16本/㎡ 25ml/穴)  
見上部 : ｱﾝｶｰﾋﾞﾝﾈﾝｸﾞ部分 Iｽﾞｷ樹脂注入工法 (25本/㎡ 25ml/穴)

※ひび割れ補修等は、施工数量調査を行い、市監督員による確認後施工すること。

外壁吹付材

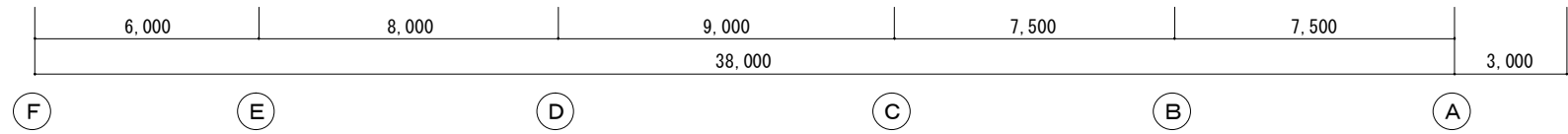
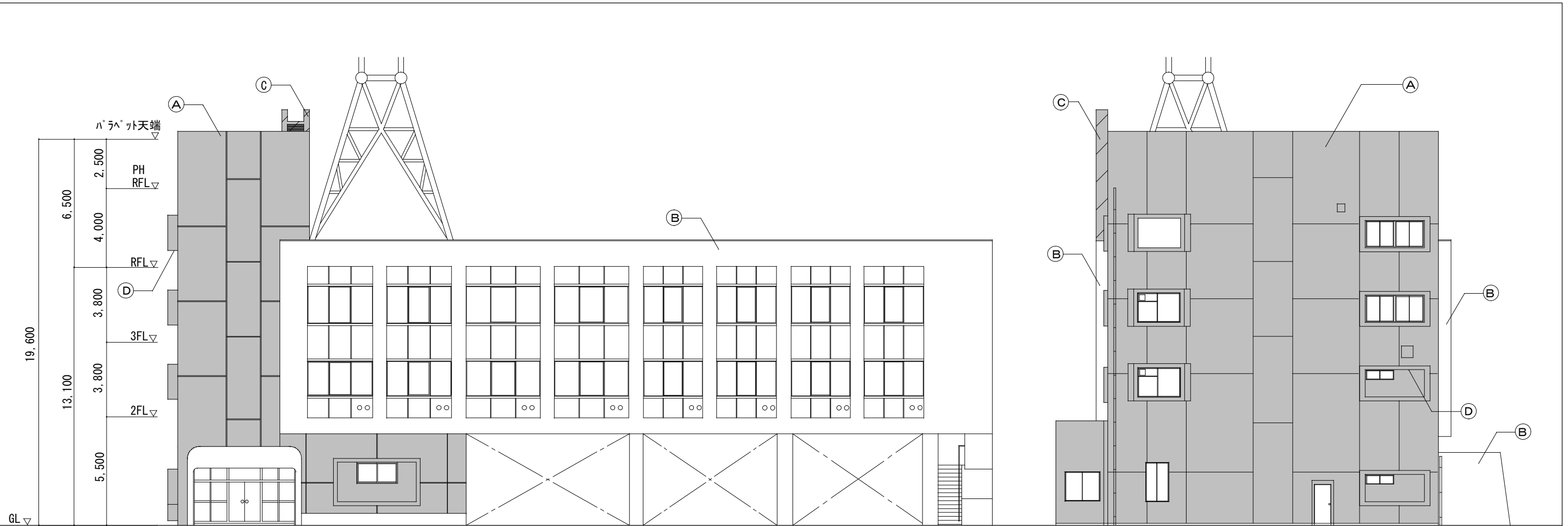
外装薄塗材 E (旧塗膜) のうえ複層塗材 E  
【旧塗膜の下地調整材に7ｽﾊﾞｽﾄ含有】

- 集じん装置付きディスクライナー工法

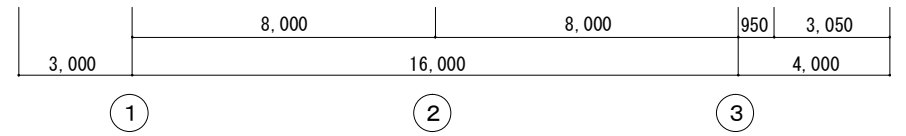
※各種申請及び届出を行うこと。

津市中消防署外壁その他改修工事		縮尺	1/200
図面名称	立面図 (1)	原図	A 3
津市建設部営繕課		No.	7





西立面図 S=1/200 ※ : 外壁改修範囲を示す。



北立面図 S=1/200 ※ : 外壁改修範囲を示す。

= 凡例 =

A	外壁	改修前	外装薄塗材E (旧塗膜) のうえ複層塗材E (旧塗膜の下地調整材に7ス <sup>ハ</sup> ト含有)
		改修後	既存塗膜除去 (下地調整材共) 下地調整 (C-1) の上 外装薄塗材E
B	外壁	改修前	複層塗材E
		改修後	既設のまま
C	外壁	改修前	外装薄塗材E (旧塗膜) のうえ複層塗材E (旧塗膜の下地調整材に7ス <sup>ハ</sup> ト含有)
		改修後	既存塗膜除去 (下地調整材共) 下地調整 (C-1) の上 複層塗材E
D	軒裏	改修前	外装薄塗材E (旧塗膜) のうえ外装薄塗材E (旧塗膜の下地調整材に7ス <sup>ハ</sup> ト含有)
		改修後	既存塗膜除去 (下地調整材共) 下地調整 (C-1) の上 外装薄塗材E

※特記無き限り、下記とする。

1. 既設のままとする。
2. 設備配管等の支持部材との取り付け部はシーリング (MS-2) を打つこと。
3. 壁面露出設備は必要に応じ養生をすること。
4. 外壁改修範囲内の建具廻りシーリングは全てやり替えとすること。

◆外壁改修工事仕様

<施工数量調査>

- ・調査項目 クラック、剥がれ及び剥落部、浮き部
- ・調査方法 打診、目視及びクラックスケール等
- ・報告書 2部 (補修方法別に調査数量を集計すること)

<外壁クラック補修仕様>

- ・ひび割れ補修 (1mm以上) Uカドシール充填工法の上球<sup>イ</sup>樹脂<sup>エ</sup>充填
- ・ひび割れ補修 (1mm未満) 自動式低圧球<sup>イ</sup>樹脂<sup>エ</sup>注入工法
- ・ひび割れ補修 (0.2mm未満) シール工法
- ・欠損部補修 球<sup>イ</sup>樹脂<sup>エ</sup>充填工法 (防錆処理共)
- ・浮き部補修 一般部: アンカー<sup>イ</sup>部分 球<sup>イ</sup>樹脂<sup>エ</sup>注入工法 (16本/m<sup>2</sup> 25ml/穴)  
見上部: アンカー<sup>イ</sup>部分 球<sup>イ</sup>樹脂<sup>エ</sup>注入工法 (25本/m<sup>2</sup> 25ml/穴)

※ひび割れ補修等は、施工数量調査を行い、市監督員による確認後施工すること。

外壁吹付材

外装薄塗材E (旧塗膜) のうえ複層塗材E  
【旧塗膜の下地調整材に7ス<sup>ハ</sup>ト含有】

- ・集じん装置付きデ<sup>イ</sup>スク<sup>イ</sup>ライン<sup>イ</sup>ガー<sup>イ</sup>ケ<sup>イ</sup>ン<sup>イ</sup>工法

※各種申請及び届出を行うこと。

津市中消防署外壁その他改修工事		縮尺	1/200
図面名称	立面図 (2)	原図	A 3
津市建設部営繕課		No.	8